

# 経済安全保障の政治経済的考察： 貿易とサプライチェーンの観点から

小田 正規

## Political Economy on Economic Security : from the viewpoint of trade and global supply chain

Masaki ODA

### はしがき

2010年代後半以降、ニュース記事やビジネス解説論文などにおいて「経済安全保障」という用語が用いられることが増えてきた。2011年の東日本大震災により東北地方が被災し、自動車や電気機械関連の部品を製造する工場の生産がストップすると、世界中のサプライチェーンが分断され、多くの企業の事業活動に影響が出た。また、2019年後半に発生し、2020年以降世界に拡大した新型コロナウイルス（COVID-19）では、従業員の罹患や感染拡大防止の観点から世界中で工場の生産がストップするとともに、製品を輸送するトラックや港湾労働にも影響が及び、世界経済に深刻なダメージを与えることとなった。日本においても、急激な需要の拡大によりマスクが不足したことや、ワクチンの開発に遅れをとったことも、「自国民を守る」という観点から必要な資材を調達することが「経済安全保障」の対象とされた。また、2010年代後半には、IT・通信分野などの基幹部品の生産に競争力を持つに至った中国企業に対して、これを安全保障上の観点から米国や欧州各国政府の調達から排除するという動きが高まったことも、「経済」と「安全保障」が密接に結びつくことを世に知らしめることとなった。

歴史的に日本は他国と多くの経済的問題に直面してきた。1970～90年代に発生した日米貿易摩擦はその典型である。日米繊維交渉（1970-72年）、対米自動車輸出自主規制（1981年）、日米構造協議（1989-90年）、日米包括経済協議（1993-95年）などの形で日本はアメリカからの圧力にさらされてきた。しかしこの時期、日米間の経済上の問題は「(貿易)摩擦 ((trade) friction)」とは表現されたが、「経済安全保障」と呼ばれたことは

なかった<sup>1</sup>。日米は経済面においては多数の課題を抱えていたが、政治面では「安全保障」上の同盟国であり、民主主義を体現するパートナーであったことから、経済問題を「安全保障」という用語で捉えることはなかったということであろう。

経済的対立や関税ブロックの存在が二度の世界大戦を引き起こしてしまった反省から、第二次世界大戦後、「関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade : GATT）」が締結された<sup>2</sup>。50年弱の歳月をかけて、GATTは世界貿易機関（World Trade Organization : WTO）として国際機関に格上げされたが、この間、貿易障壁の削減として関税の漸次引き下げが「ラウンド交渉」の形で行われてきた。WTO設立前のGATT時代の最後のラウンド交渉となったウルグアイ

<sup>1</sup> 「経済安全保障」は英語で economic security ないし economic state craft と表記されるが(國分2020、中村2020)、米国通商代表部（United States Trade Representative : USTR）においても、これらの用語が使われたことはほとんどなかった。USTRのウェブサイト「economic security」の用語が用いられているのは、Robert B. Zoellick（ロバート・ゼーリック）USTR時代の2002年に数回、Katherine C. Tai（キャサリン・タイ）現USTR時代のPress Statementに数回用いられているのみである。USTRウェブサイト（<https://ustr.gov>）の全文検索で確認（2022年1月10日実施）。

<sup>2</sup> プレトンウッズ体制では、当初国際貿易機関（International Trade Organization: ITO）という国際機関の設立が検討されたが、米国議会の反対により国際協定の締結にとどまったという経緯がある。UFJ総合研究所研究開発本部新戦略部通商政策ユニット編（2000）、8ページ。

ラウンド（1986-93年）に至るまでに、貿易交渉に関する関心は、関税の引き下げから非関税障壁の削減・撤廃へと移っていった。これは主要国の関税の引き上げが達成されてきたということが背景にあるが、貿易障壁としてより厄介な存在は、規制や基準認証といった「国内規制」の差が各国間に存在していることであるとの認識が共有されるに至ったことが大きいであろう。WTOが設立され、2001年に新ラウンド「ドーハ開発アジェンダ」がスタートするまでの間も、WTOにおける貿易交渉の関心事は、「貿易と環境」「貿易と労働基準」といった「国内規制」に関するものが中心であった。今日において、「脱炭素」「脱プラスチック」といった環境保護の機運が高まっていることや、生産工程における労働環境や労働者の人権問題が世界の大きな関心事となり、そうした課題の対処を通じてサプライチェーンの安定性を確保することが「経済安全保障」につながりうるという議論も、こうした貿易交渉の流れを汲んだものと見ることができる。

特に中国が2001年にWTOに加盟し、世界経済の中の存在感を増せば増すほど、環境や労働基準・人権といった問題と中国の影響力の排除ということが同一線上で議論されることになってきた。中国・新疆ウイグル自治区における強制労働が問題となる一方で、コンゴ民主共和国のレアアース鉱山における児童労働がそれほど大きく注目されていないのは、中国とコンゴ民主共和国の世界経済に占める影響力の違いとも言って良いだろう。また、新疆綿の問題にしても、中国は世界の綿花生産の23%（2018～2019年）を占める世界最大の綿花生産国であり、中国製綿花のうち、新疆産は中国全体の90～95%を占めると言われている<sup>3</sup>。つまり、中国産のアパレル製品を扱う企業は、これまでもずっと新疆綿を扱ってきたわけであり、また新疆ウイグル自治区における強制労働問題は最近になって明るみになった話でもない。「中国の経済的台頭」「環境や労働基準に関する関心の高まり」が存在する中で、この問題を公の場で批判をするという環境が重なり合い、これが経済安全保障という問題に拡大していったのである。

本稿では、特にグローバルなサプライチェーンの観点から、経済安全保障の問題が発しうる構図を整理した上で、これまでも存在してきた国際的な経済摩擦を「経済安全保障」の観点から分析する。その上で、今後日本企業が直面する可能性のある経済安全保障問題を、その背景を踏まえた上で特定してみたい。

## 第1節 経済安全保障問題の発生の構図

経済安全保障の問題を検討する際に重要となる要素

<sup>3</sup> 松下（2021）。

は、「アクター」と「技術」である。アクターが変化すること、アクターの影響力が変化していくことがリスクとなり得るし、また技術確認により影響が及ぶ範囲が変化していくことが経済安全保障問題へとつながるのである。

### 1. 経済安全保障上のアクター

経済安全保障の問題が生じるためには、もちろん、アクターの存在が重要である。ここでいう「アクター」とは、「国家」「企業」「個人」が該当する。これらのうち、企業は突発的な自体が発生した際のリスク管理と事業継続（コンティンジェンシー）の問題、企業の内部統制（コーポレートガバナンス）などの観点から重要なアクターとなりうるし、個人については、PCのウイルス対策やネット取引における詐欺対策などの観点からアクターとなりうる<sup>4</sup>。

ただし、やはり「経済安全保障」の観点から重要となるのは「国家」であり、「国家」の制度に基づいた企業の競争力、ということになるであろう。その際には、経済発展に伴い市場が拡大し、バーゲニングパワーに基づく国際競争力を持った国であるかどうかということが問題となる。経済規模の小さな国では、摩擦が発生してもそれが世界経済に与える影響は軽微であるため、さほど注目されることはない。また国際経済環境において、不可欠な資源を保有しているかどうかということも重要な要因である。これには原油やレアアースといった天然資源、5G技術や新型コロナウイルスに対するワクチンなどが該当する。また、エネルギー源の転換により、原油の重要性が再生可能エネルギー技術に転換することも、経済安全保障の対象となりうるだろう<sup>5</sup>。

### 2. ネットワーク化と技術革新

20世紀後半にインターネットが登場すると、社会の情報ネットワーク化が加速し、グローバルなネットワークにどこからでもアクセス可能な環境が整ってきた。しかしこのことは、ネットワークのどこかで問題が発生すると、その問題がネットワーク全体に波及することも意味するようになった。

<sup>4</sup> 伝統的には、各種の保険（自動車保険、生命保険、火災保険）が企業や個人がリスクに対処するために重要な役割を果たしてきた。本稿における経済安全保障問題は、こうした既存のリスク管理手法が適用できない（適用しにくい）問題を扱うものとする。

<sup>5</sup> エネルギーや食糧の不足といった問題は、日本が伝統的に抱える経済安全保障問題は、すでに問題が特定できているという点で以下での検討の対象外とする。

従来、ネットワーク型産業と呼ばれたのは電力、通信（インターネット）、鉄道、高速道路、港湾、郵便・物流などの産業であり、国が地続きである欧州や、国土の広い米国では、こうした産業のネットワークをどのように構築するか、その一方でネットワークに「独占力」が働かないようにするにはどうしたらよいかということに力が入れられてきた<sup>6</sup>。その一方で、日本は島国であるため、ネットワーク産業への対応が遅れたという背景がある。

インターネットの出現により、ネットワーク産業の重要性はさらに高まった。インターネットの基幹技術や、インターネット上で用いられる基本 OS などの重要性はますます高まり、ネットワークを用いることが前提となる IT 産業が世界の技術革新を牽引することになっていった<sup>7</sup>。また、IT 産業は従来型の産業とは異なり、最適な部品を最適な生産地で生産し、最適な部品を集めて高度な製品を組み立てるということが前提となるグローバル・バリュー・チェーン（Global Value Chains：GVC）型の産業となっていた<sup>8</sup>。これは、装置産業や自動車産業などにおいて、部品（原料）から完成品までを同一国内（同一企業内）で生産する産業構造を大きく変えるものとなったし、日本のような国がフルセットで産業を抱える形とも大きく異なり、各国の産業政策に大きな修正を促すものとなった。

IT 産業が GVC 型の産業となったことは、生産・調達の効率化の姿として当然の帰結ではあるが、同時に GVC 型はネットワーク産業になることを意味し、IT 産業もネットワーク産業が抱える課題と同じ問題を抱えることになる。すなわち、一部の技術に秀でた企業が世界の GVC を左右することになる。この時に、基幹部品を握る企業（例：Huawei）が、世界経済におけるプレゼンスを拡大しつつある国（中国）の企業であると、これが経済安全保障問題へと発展するのである。今後、自動車業界において、電気自動車の拡大、自動運転などの技術が普及してくると、自動車産業の IT 産業化が進展していくこととなり、経済安全保障の対象となっていくことが想定される。

<sup>6</sup> OECD 編（2002）、第三章。

<sup>7</sup> 先進国を中心に、データの自由な取引のための「デジタル貿易協定」の締結の動きがあるが、企業にとっての利便性、既存の貿易ルールとの整合性、そして経済安全保障に関する背景の考慮が十分ではないように思われる。また、中国にはデータローカライゼーションの禁止を求める一方、2021年3月に発生したLINE社の顧客データが中国で管理されていた問題に対して、顧客データの自国内での管理の必要性が指摘されていることは、整合性が取れていない。問題は、中国でデータが管理されそれが秘密裏に悪用されることであり、データローカライゼーション禁止の問題ではないと考えられる。

<sup>8</sup> 猪俣（2019）、第1章。

第1表は経済安全保障上のアクターと資源の保有状況の関係をまとめたものであるが、「自国」は国際経済において影響力を増してきた国（1970-80年代の日本や今日の中国）、「外国」は欧米をイメージして作成している。左下の「伝統的分野」は、日本にとってのエネルギーや食糧、あるいは新型コロナウイルスの発生に伴うマスクの不足などが該当する。右上の「既存の国際ルールで規定しにくい分野」は、自国には存在しないレアアースや新型コロナのワクチンなどが該当しよう。ただし、サプライチェーンにとって最も重要なのは、左上の、自国も外国もその商品を生産しているが、それを生産する制度や環境の差異が、人権や環境問題などを理由に摩擦に発展する恐れのある分野を指している。

第1表 経済安全保障上のアクターと資源の保有状況の関係

		外国	
		ある	ない（不足）
自国	ある	〈経済安全保障の主戦場〉 ・制度の違い ・技術の違い	〈既存の国際ルールで規定しにくい分野〉 ・外国からの輸出（自主）規制要求 ・外国からの輸出要求（自国が経済的影響力を増加させると圧力が増大）
	ない（不足）	〈伝統的分野〉 ・自国に不足しているものが手に入れられるか ・作れるが作っていない（継続的確保、緊急時の確保、外国の輸出制限に対する対処）	—

（出所）筆者作成

サプライチェーンがグローバル化しているとの観点から問題となり得る業種としては、IT 産業を含む電気機械産業が中心となろうが、IT 産業は機械化が進んでおり、人手を介する部分が少なくなっている。特に人権問題をはじめとする労働問題に関しては、むしろ食品加工産業や繊維産業など労働集約的な部分の多い産業の方が、新興国が多く関わる可能性があるため、注視が必要だろう。

## 第2節 国際的な経済摩擦と経済安全保障：歴史的概観と要因分析

ここでは、過去に世界の企業が直面してきた国際的な経済問題を、分野別に概観する。その上で、各分野に共通した背景について要因分析を行うことで、次節で検討する日本企業が将来において対処すべき課題についての分析につなげていきたい。

## 1. 分野ごとの問題

経済・技術の面で各国間に差異が存在すると、それが国際競争上の摩擦となることがある。その摩擦が大きくなると、今日的には「経済安全保障」の対象となると考えられる。本項では、各国の経済に大きな影響を与え得る「為替」「税制」「環境規制」「電気・自動車安全基準」「労働基準」について、これまでどのような摩擦が存在したかを概観する。

### (1) 為替

為替レートとは複数の国の通貨の交換比率のことである。日本や米国など先進国は変動相場制の中でも自由フロート制度を採用しており、市場の動きによって為替レートは変動する。しかし途上国の多くは、完全な固定相場制ではないものの、「中間的制度」と呼ばれる固定相場制と変動相場制の中間的な為替制度を採用し、為替レートが一定の変動幅に収まるよう、政府ないし金融当局が介入する制度を採用している<sup>9</sup>。このことが、途上国の通貨を市場レートよりも低く誘導し、輸出競争力を高める手段として用いられているというのが、先進国の主張である。

1980年代初頭に日本の輸出が拡大し、米国の対日赤字が拡大すると、日本円の価値が低すぎることが問題視され、これが1985年のプラザ合意による協調介入とその後の円高につながった。しかしこれは、日本が自由フロート制度に移行していたからこそ経済安全保障の問題とまでは至らなかった。一方、米国がトランプ政権時代に「不公正貿易国」として中国やベトナムなどを名指しし、これらの国々の輸出競争力が高いのは、為替制度に問題があるとして、各国の通貨が意図的に通貨安に抑えられているためだと糾弾した。トランプ政権が誕生直後に環太平洋パートナーシップ協定(Trans-Pacific Partnership: TPP)から離脱した理由の一つは、TPPに為替を管理する規定がなかったことだとされており、北米自由貿易協定(North American Free Trade Agreement: NAFTA)を改定した米国・メキシコ・カナダ協定(United States-Mexico-Canada Agreement: USMCA、2018年合意)では為替条項が盛り込まれた。また、最終的に協定には盛り込まれなかったが、日本が米国と締結した物品貿易協定(Trade Agreement on Goods: TAG)においても為替条項を盛り込むべきだとの主張が交渉の途上で存在していた。

為替レートに政府の思惑が反映されないようにすることが、変動相場制の本来の目的であったはずであるが、

<sup>9</sup> IMF (2021), *Annual Report on Exchange arrangements and Exchange Restrictions 2020* 参照。

国際通貨基金(International Monetary Fund: IMF)においても経済の発展段階に応じて一定の制約を導入することが認められていることが、経済的摩擦になり得るのである。本来的にはIMF協定に基づいて各国の為替制度は規定されるべきであるが、特に経済成長の著しく、国際経済への影響力が高まっている国との間における貿易収支に著しい不均衡が発生する場合への対処方法をIMFやG20等の場を用いてさらに議論していく必要がある。

### (2) 税制

各国において税制が異なること、特に法人税率が異なることは、企業の拠点をどこに立地させるかという選択にあたって重要な要素の一つである。租税回避地(タックスヘイブン)と呼ばれる、法人税率を下げ、企業の呼び込みを企図した国への対処は1970年代半ばから存在していたが<sup>10</sup>、そもそもタックスヘイブンと呼ばれた国々は小国の島国が多く、人口も少ないことから自立可能な産業が観光分野以外には存在せず、世界経済へのインパクトが小さかったことから、「経済安全保障」の観点から議論されることはなかった。また、2012年に経済協力開発機構(Organization for Economic Cooperation and Development: OECD)が開始した国際的な租税回避の議論は2021年10月に最低税率を15%とすることで世界の136カ国が合意した。

ちなみに、中国の法人税率は2008年から25%となっており、今回最低法人税率に合意した136カ国の中にも中国は含まれている。しかし中国は、国内に5カ所ある経済特区において、法人税の減免が行われており、減免後の税率が15%を下回ることがあることから、当初は最低税率の設定には例外を求めていたと言われている<sup>11</sup>。引き続き世界経済の成長の中心となっている中国にとっては、法人税を引き下げなくとも外国企業の進出は続くと考えているものと予想されるが、中国がこうした枠組みに参加しなかった場合、税率の相違が「経済安全保障」の要因となり、現地で操業する日本企業にも影響が及んだ可能性がある。

### (3) 環境規制

貿易と環境規制の関係が注目されたのは、相異なる2つの方向の影響が指摘されてきたためである。まず、

<sup>10</sup> OECD(経済協力開発機構)が最初の「多国籍企業ガイドライン」を公表したのは1976年であり、その中で租税回避の問題が指摘されている。

<sup>11</sup> 産経新聞2021年6月21日、<https://www.sankei.com/article/20210627-3WV6TFLIUJKTVJEWAKKFS745A/>(2022年1月10日閲覧)。

「貿易自由化が環境規制に与える影響」については、輸入国の関税引き下げにより木材の輸出が拡大すると、輸出国において森林の伐採が拡大し、環境保全に影響が及ぶといった観点である。その一方で、「環境規制が貿易自由化に与える影響」としては、国際捕鯨取締条約（1949年）<sup>12</sup>、ワシントン条約（1973年）、モントリオール議定書（1987年）、バーゼル条約（1989年）などの多国間環境協定が、環境保護の観点から物品の自由な国際取引を禁じているという観点である。前者については輸出国の環境規制を強化することで対処が可能であるが、輸出国が途上国である場合、自国の環境を犠牲にして物品を安価に輸出する、ソーシャルダンプ（社会的不当販売）とみなされ得る。一方後者については、鯨やマグロといった水産資源に対する需要の大きな国とそうでない国との間で人道的問題に発展することとなり、また廃棄物の国際取引が社会的弱者（途上国）へのコストの押し付けといった観点からも議論されることとなった。いずれのケースも、貿易自由化と環境保護が同時には達成しにくい性質を持ったものだということを浮き彫りにした。

こうした貿易ルールの問題とは離れて、2010年代後半に入ると、地球環境の保全に対する関心が改めて高まることとなった。中国やインドといった人口大国である新興国の経済発展に伴い、こうした国々から排出される温暖化ガスやプラスチックごみなどが拡大したことから、地球環境の保全には経済発展途上の途上国にも応分の負担を求めなければならないといった国際的な意識の高まりが見られた。また、これまで重要なエネルギー源であった原油、特に自動車や船舶、航空機などの運航に必要なガソリン、重油、ジェット燃料などの原料である原油の産出が中東諸国に偏在していることが改めて経済安全保障上のリスクであると認識されるようになった。2010年代には、電気自動車、ハイブリッド車などの技術が広く浸透し、技術革新が脱ガソリンを強く後押しすることとなった。太陽光発電、風力・波力・地熱発電の活用なども、技術の進展によりコストが低くなってきたことも背景にある。

一旦火のついた「地球環境保護」の流れは、生産過程だけでなく、商品の物流時の環境への負荷の低減（出来るだけ長距離の輸送を行わない、包装資材を出来るだけ簡素化する、包装資材等の原料や印刷原料なども環境負荷の小さなものを用いる）があらゆる観点から波及されるようになった。これは、企業の事業運営において、環境への影響を報告することが一般化し、ESG投資が重要となったことなども背景にある。Microsoft社は2020

<sup>12</sup> 日本は2018年12月26日に同条約からの離脱通告を行い、2019年6月30日に脱退した。

年1月に、ブラッド・スミス社長がブログで2030年までにサプライチェーンのカーボンネガティブを実現すると表明し<sup>13</sup>、Apple社は2020年7月に2030年までにサプライチェーンの100%カーボンニュートラルを達成することを宣言<sup>14</sup>した。世界市場において影響力を有する企業がこのように環境保護を強烈に打ち出すことはインパクトのあることであるが、このことは、巨大企業の環境基準に適応できないサプライヤーは巨大企業のサプライチェーンから排除されることを意味する。こうした巨大企業の調達行動の変化に対応できない企業が多くなると、それは広義の経済安全保障につながってくると言って良いだろう。

#### (4) 電気・自動車安全基準

電気製品や自動車の安全基準については、単一の経済圏を形成するEUにおいて標準化や規制の調和化の努力が続けられてきた分野である。電気機器については、各国でプラグの形状や電圧が異なるケースも多く、地続きの国々では国境をまたいで機器が移動することも多い。また自動車については、最高速度制限や、衝突時安全性能などが異なる。また、右側通行、左側通行の違いにより、左ハンドル、右ハンドルなど自動車の規格も違いがある。しかし、やはり地続きの国々では国境をこえて車が移動することも頻繁に発生する。

プラグの形状や電圧の統一は社会的コストの観点から不可能に近いが、新たな技術に関しては導入当初から標準化が目指されることが多くなっている、PC関連のUSB規格や、携帯電話の通信規格などは民間のフォーラムや国際電気通信連合（International Telecommunication Union：ITU）などの国際機関を通じて標準化のための努力が行われてきた。これまでメーカー各社が独自の技術開発を続けてきた自動車の安全性能については、欧州が中心となって国連の場で標準化の議論がなされてきたし、自動車のIT化が進む中で、電気自動車の充電方式や自動運転技術なども標準化の方向に進んでいくことになるだろう。電気機械や自動車の生産に競争力を持ってきた日本

<sup>13</sup> Microsoft Japan News Center「2030年までにカーボンネガティブを実現」2020年1月21日、<https://news.microsoft.com/ja-jp/2020/01/21/200121-microsoft-will-be-carbon-negative-by-2030/>（2022年1月10日閲覧）。

<sup>14</sup> Apple プレスリリース「Apple、2030年までに サプライチェーンの100%カーボンニュートラル達成を約束」、<https://www.apple.com/jp/newsroom/2020/07/apple-commits-to-be-100-percent-carbon-neutral-for-its-supply-chain-and-products-by-2030/>（2022年1月10日閲覧）。

企業も、技術の標準化に当たって、欧州企業に「数の論理」で後れを取ると、市場競争力を大きく減退させかねない。欧州は国の数が多いからこそ、規格の統一（標準化）に対するニーズが高く、その結果を国際市場に持ち込み、世界的な競争力確保につなげているのである。こうした市場におけるルールメイキングの動きに乗り遅れると、市場のパイを一気に失いかねないという観点から、安全性能に関する技術の覇権を握れるかどうかも経済安全保障の範疇に含まれるものと言って良いだろう。

### (5) 労働基準

労働者の権利（労働時間や賃金、休暇、定年制度に加えて、労働組合を結成する権利など）については、国際機関である国際労働機関（International Labor Organization : ILO）が重要な役割を果たしてきた。しかし、企業の多国籍化に伴い、複数の国で事業活動を行う企業が増加すると、各国間の労働者の権利の相違が問題となってきた。1990年代後半にWTOの場において「貿易と労働基準」の関係が注目されてきたのは、特に労働者の権利が十分でない途上国において、労働者に十分な権利を提供しないことで製品の価格を安価にする、いわゆる「ソーシャルダンピング（社会的不当販売）」が問題視されたためである。特に児童労働者、就学期の子どもたちが仕事につく場合、賃金が低く十分な報酬が与えられない中で就学の機械が奪われていくことから、重大な問題として社会の関心を集めてきた。

また、途上国支援の文脈からは、「フェアトレード」の観点から、途上国の生産者に適切な対価を支払った製品の輸入が重要であるということが浸透するようになった。先進国のコーヒーショップにおいて500円で提供されているコーヒー1杯に対して、コーヒー生産国の生産者に渡るのは10円未満だとされており<sup>15</sup>、先進国企業による途上国の労働者の搾取の上で先進国の市場が成立しているという議論である。

貿易協定に労働基準についての規定を盛り込んだ最初の事例は、カナダ、メキシコ、米国の3カ国間で1993年に締結された北米自由貿易協定（NAFTA）であるとされている。米国のトランプ前大統領は、NAFTAの規定が米国の利益に合致していないとして2017年から改定交渉を行い、2018年にNAFTAは「米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）」として改定されることと

<sup>15</sup> コーヒー1杯あたりの生産者の取り分についての詳細な検討は、川野優馬（Light Up Coffee 代表）のブログによると、1杯500円のコーヒーにつき現地生産者に渡るのは6円とのことである。

[https://note.com/yuma\\_lightup/n/n7666349727e9](https://note.com/yuma_lightup/n/n7666349727e9)（2022年1月10日閲覧）。

なった。USMCAにおいては、特に自動車の原産地基準を満たすために採用された基準として、「時給16ドル以上の工場で生産された自動車」であることが求められるなど、世界で最も労働基準の厳しい貿易協定となっている。USMCAの事例のように、労働基準が原産地規則と連動すると、自由貿易協定（Free Trade Agreement : FTA）のスパゲティボウル化にさらに拍車がかかると考えられ、企業の国際的な最適立地に対して大きな制約となる。

以上のように、労働基準の問題は、先進国から見た公正な競争環境としてのレベル・プレイング・フィールド（Level playing field）の確保の観点と、途上国からの搾取の問題が混在しており、簡単に解決することが難しい。特にレベル・プレイング・フィールドの論点は、台頭著しい中国の国際競争力を拡大させないための方便としても重視されており、新疆ウイグル自治区における強制労働問題も、単なる人権問題というよりも、こうした経済的観点の影響も小さくないといえよう。

## 2. 各分野に共通した背景

前項で検討した5つの問題は、世界市場における企業の競争力に大きなインパクトを与える要素であるという点で共通しているが、「国や地域が抱える社会的課題」と、「特定の国の国際経済における影響力の変化」という2つの点に着眼する必要がある。

まず、現時点で世界経済におけるプレゼンスの大きい米国、欧州について考えてみると、いずれも国内（EU内）に「社会的対立」、特に人種の問題が存在していることが特徴である。米国におけるアングロ・サクソン系と黒人、ヒスパニックとの関係、欧州におけるスラブ系やトルコ系民族への対処などは、米国や統一されたEUの中でも依然として大きな課題である<sup>16</sup>。第二次世界大戦後にWTOの前身であるGATTが設立されたことや、欧州がEUの前身であるEECを設立したのも、経済的対立が大戦につながったことの反省に立ち、戦争を繰り返さないためにも経済的協力関係を強化していくことが重要であると考えられたためである。故に、各国間に残っている「差異」を最小化することが必要となっているのである。米国においても、民族間で所得水準が異なっていることから、これが社会の大きな摩擦要因となっている。国内・地域内の摩擦を顕在化させないため

<sup>16</sup> European Union (2021) で指摘されている、強制労働（forced labor）が生じる3つのリスクのうち、国に固有のリスク（Country risk factors）、移民や非正規労働に伴うリスク（Risk factors linked to migration and informality）がこれに該当すると考えられる。

にも、欧州や米国にとって他国における人権問題に敏感になっているのである。すなわち、遠く離れた外国において人権問題が発生している時、これを放置しておけば、そうした問題が国内（地域内）に波及しかねないということを懸念しているのである。

同時に、経済安全保障問題は、米国や欧州に対して経済的に影響を与えうる国が出現した時に発動対象となる。冷戦時代のソ連やキューバ、21世紀に入ってからのイスラム諸国が狭義の安全保障の発動対象となったように、1970年代の日本や、21世紀に入ってからの中国が、経済安全保障の発動対象となってきたのである。すなわち、欧米の国内・地域内懸念と、それを脅かす新興国の登場が重なった時、これが経済安全保障問題へと発展するのである。

加えて、2015年に策定された国連・持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）が、経済安全保障問題の根拠ともなり始めている。環境や人権などはSDGsの17の目標に含まれている要素でもある。SDGsのテーマになっているからこそ、この問題に対処していない国や企業を批判することに、世界中の国々やメディアが何の躊躇もなくなっているということにも注意を払う必要があるだろう。

### 第3節 日本が直面する可能性のある今後の課題

今日の世界経済において日本の存在感が低下していく中で、日本国内の問題がそれだけで批判の対象にはなりにくくなっていることも残念ながら真実である。しかし前説で取り上げた問題が、経済大国となった中国の制度と同一の文脈で語られるようになると、日本企業への影響も大きなものになるだろう。特に中国に進出している日本企業、中国企業と取引のある日本企業は欧米の動向を常にウォッチしておく必要がある。

以下では、中国の動向も見据えつつ、日本が独自に対処しなければならない論点を整理し、経済安全保障リスクの低減のために必要な論点を検討してみたい。

#### 1. 人権

人権問題については日本企業も対岸の火事と考えず、対応を強化しておく必要がある。特に技能実習制度によって日本に入国し日本企業において就労している外国人の人権問題に注意をしておくべきだろう。技能実習生たちが現場の過酷な労働から逃げ出さないように受け入れ先企業や受け入れ団体がパスポートを預かるといったことがしばしば指摘されてきた。また、技能実習制度に

おいても最低賃金が適応される<sup>17</sup>とはいえ、長時間労働中で実質的に最低賃金に満たない形で就労がなされているというようなこともある。さらには、技能実習生が小さな部屋に複数人で居住するといった住環境なども含めて、実習生の人権が問題となる可能性があり、こうした問題はすでに国際的な人権団体から長く指摘されてきたことである。日本企業および日本政府として対処していくべき問題であるが、今後中国の工場で働く労働者の賃金や就労環境がさらに注目されてきた場合、日本における技能実習の労働環境についても改めて厳しい視線が向けられ、人権問題に十分な対処をしていない企業はグローバルなサプライチェーンから排除されてしまう可能性がある<sup>18</sup>。

#### 2. ギグワーカー

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、インターネット経由で単発の仕事を受け負う、いわゆる「ギグワーカー」が、新型コロナウイルスの発生に端を発する雇用の流動化に伴って拡大を続けている。これまで「フリーランス（フリーランサー）」は、一定の技能を持った労働者が企業に属さずに技能を提供する、ある種の「専門人材」を指していたが、ギグワーカーは必ずしもそうした専門性を持たず、単発業務請負の形で報酬を得ている。この点で、労働の対価が時給・日給である日雇い労働やパートタイム労働とも異なり、請負方式であるため、場合によっては時間あたりの報酬が最低賃金を下回る可能性もある。また当然のことながら企業に属していないため、雇用保険や企業健保など社会保障の対象ともなっていない。

<sup>17</sup> 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律（平成29年11月1日施行）、厚生労働省「技能実習生の労働条件の確保・改善のために」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/ginoujisyu-kakuho/dl/ginou.pdf>（2022年1月10日閲覧）。

<sup>18</sup> サプライチェーンの問題とは直接関連しないかもしれないが、日本の産業界における人権問題として、入国時の「興行（entertainment）」ビザの問題も長く指摘されてきた事項である。興行ビザは、商業的な芸能・スポーツイベントにおける活動や、娯楽施設（大規模アミューズメントパークなど）における「ダンサー」に対して発給されるものであるが、これが接待型飲食業や風俗産業における入国の手段となっており、これを野放しすることにより「人身取引（human trafficking）を助長している」との指摘が国際的人権団体からなされている。山岸（2020）。

企業にしてみると、社会保障負担を行う必要のないギグワーカーの拡大は、企業の経営上のコスト削減にも大きく貢献している。確かに、ギグワーカーは欧米においても拡大しており、日本だけの問題ではない。しかし消費者が価格に敏感でデフレが続いている日本市場においては、人件費の削減はコストダウンのために特に重要な要素となっている。ギグワーカーの拡大に伴い、社会保障のセーフティネットからはみ出してしまう労働者が拡大するとともに、企業に属していないが故に、労働者の社会規範、例えば配達業における交通ルール遵守などもないがしろにされがちであり、労働者本人はもちろん、他者に対しても企業が責任を持っていない環境が拡大してきている。

このような新たな労働形態が拡大していくことは、労働者にとっての選択肢の多様化に繋がる一方、社会的弱者を生み出すことにもつながりかねない。Decent work（働きがいのある、人間らしい仕事）の観点からは、労働者の人権が確保されてないということにつながる恐れもある。労働者が好んで選択したギグワーカーでも、結果的に人権保護が確保されていないと、新疆綿の問題と同様に分類され、ギグワーカーを活用した企業はサプライチェーンから排除される可能性もある。

### 3. ジェンダー（女性登用）

世界経済フォーラム（World Economic Forum）が毎年発行している「The Global Gender Gap Report」の2021年版<sup>19</sup>では、日本のジェンダーギャップは156カ国中120位、先進国では最低という結果となった。日本は世界的に見ても男系（父系）社会と言われているが、他の男系（父系）社会の国と比較してみても、ジェンダーギャップが大きな国として捉えられている。ジェンダーの問題もSDGsの17のゴールの一つであり、世界的に注目が高まっているテーマである。

今後、ジェンダーギャップ指数107位の中国などとともに批判の対象となることになれば、「ジェンダーの問題に対処していない企業の製品は購入しない」として、サプライチェーンから排除される可能性がある。

### 4. 長時間労働

年間労働時間に関する統計は、国ごとに計算方法が異なるため厳密な国際比較は困難であるが、過去、日本は長時間労働の国と長く指摘されてきた。日本政府は1988年の段階で「年間総労働時間1800時間」を目標に掲げて労働時間の短縮に取り組んできたが、これを達成

したのは2008年のことであり、目標設定から20年を要したことになる<sup>20</sup>。近年では特に非正規労働の拡大により、一人当たりの労働時間は減少しているが、長時間労働を行う労働者の比率（週49時間以上就労する労働者の比率、2019年）は18.3%と、主要国の中では韓国（23.1%）に次いで高く、米国（15.7%）、イギリス（11.4%）、フランス（10.1%）、ドイツ（7.7%）などを上回っている<sup>21</sup>。

一人当たりGDPを各国の生産性の指標とみなせば、世界第23位（2020年）<sup>22</sup>の日本の生産性は高くはないと言えるが、さらに長時間労働に従事する労働者の数が多いということは、それだけ労働生産性は低いと言わざるを得ない。それにもかかわらず、日本が世界第3位の輸出国であるという事実は、低い賃金でより多くの物品を輸出しているということになる。途上国の場合、経済発展の途中段階において、低い人件費を武器に輸出を拡大するということがあり得るが、先進国となった日本が長時間労働に基づく低賃金で輸出を拡大しているとなると、競争環境が公正ではないとみなされる恐れがある。

### 5. 定年制

現在、日本企業における定年は65歳が主流となりつつあるが、労働者はまだ体力的に就労が可能な状況でもあるにもかかわらず強制的に退職させられる代わりに、老後の資金として退職金を受け取っている。世界的に見ても定年退職制度を持つ国は多く存在しているが、米国や英国、カナダ、豪州、NZなどでは定年制が存在していない（年齢を理由とした雇用差別を行うことを法律が禁じている）。

世界中の国々、特に先進国においては、定年制が存在する国においても高齢化を理由に定年年齢の引き上げが行われているが、定年制を制度的に廃止するかどうかについては、日本においてもまだ大きな議論とはなっていない<sup>23</sup>。しかし、日本企業のグローバル化が進展し、拠点が多国籍化していけば、A国で採用された人材には

<sup>20</sup> 厚生労働省（2020）、P2。

<sup>21</sup> 2019年の数値。2020年の数値も公表されているが、新型コロナウイルス発生のため就労形態が大きく変化しているため、あえて2019年の数値を用いた。同上厚生労働省（2020）、P18。

<sup>22</sup> 日本生産性本部（2021）。

<sup>23</sup> 一部企業、例えばファスナー世界最大手のYKKは2021年度より独自に定年制を廃止している。日本経済新聞「YKKグループ、21年度から定年制を廃止」<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODZ037XP0T00C21A3000000/>（2022年1月10日閲覧）。

<sup>19</sup> World Economic Forum（2021）。



定年制が存在するが、B国で採用された人材には定年制が存在しない、といった相違が発生することになる。また、定年制を持たない（廃止した）アングロ・サクソン系の国々の企業、例えばアメリカ企業が「日本企業は定年制を採用しており、労働者が公正な環境で雇用されていない」とみなせば、日本企業がグローバルな調達ネットワークから排除されてしまう可能性もある。定年制を廃している国は世界でも限られているが、今後の動きを注視する必要がある。特に定年制の廃止は企業の人事裁量に影響を与えるだけでなく、年金など社会保障制度とも密接な関係があり、労働者の中には定年退職時の退職金をあてにして住宅ローンを組んでいる者も少なくない。社会的な影響の観点から大きな問題ではあるが、このテーマもやはりSDGsの目標「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」とも関連しており、諸外国の動向に注意が必要である。

## 結語

今日の「経済安全保障」の議論は、エネルギーや食糧の確保といった従来型のリスクも含めて、新たな課題をすべて「経済安全保障」の用語でくくってしまい、危機を煽る傾向がある。しかし、今後の国際市場の中で注視が必要なのは、どのような時に経済安全保障リスクが発生するのか、その背景をしっかりと認識し、問題となる可能性のある分野について前もって対応策を講じておくことである。これまで問題とならなかった事項も、技術革新が進んだ結果、より大きな問題として目の前に現れる可能性もあるからである。

特に日本の場合、島国でもあり、民族的対立の問題も日常の問題として顕在化しにくい。しかし欧米ではその違いがあるからこそ、労働基準や人権問題、そして環境保護に関する規制基準の違いが民族的対立にもつながりかねないという恐れから、早期に問題に対処しておこうとしているのである。そうした動きに敏感となり、問題点の早期の洗い出し、技術や国際情勢の変化に合わせた問題点の対処を進めておくことが、特に多国籍化した企業のサプライチェーン維持のためにも重要である。

加えて、SDGsの動きは、単により良い社会、より良い世界を作り出すために必要なこととしてだけではなく、それが経済的利益と密接に結びついていることにも

注目しなければならない。各国の利益の確保のために、SDGsが利用されているということも認識しておく必要がある。

## 参考文献

- 猪俣哲史 (2019)、『グローバル・バリュー・チェーン』日本経済新聞出版社
- 厚生労働省 (2020)、「令和2年版過労死等防止対策白書」<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/karoushi/20/dl/20-1-1.pdf> (2022年1月10日閲覧)
- 國分俊史 (2020)、『エコノミック・ステイトクラフト 経済安全保障の戦い』日本経済新聞出版
- 中村直貴 (2020)、「経済安全保障 ―概念の再定義と一貫した政策体系の構築に向けて―」参議院常任委員会調査室・特別調査室『調査と立法』2020年10月 No. 428
- 日本生産性本部 (2021)、「労働生産性の国際比較2021」[https://www.jpc-net.jp/research/assets/pdf/report\\_2021.pdf](https://www.jpc-net.jp/research/assets/pdf/report_2021.pdf) (2022年1月10日閲覧)
- 松下久美 (2021)、「決断迫られるファストリ、無印。ほぼ全ての日本人が新疆綿使う現実どう考える？」Business Insider, Apr. 28, 2021, <https://www.businessinsider.jp/post-233909> (2022年1月10日閲覧)
- 山岸智子 (2020)、「日本における人身取引の現状」日本カトリック難民移住移動者委員会 <https://www.jcarm.com/wordpress/wp-content/uploads/2020/10/447409a0efecdbaae558eec98d1adece.pdf> (2022年1月10日閲覧)
- OECD編・山本哲三訳 (2002)、『構造分離 公益事業の制度改革』日本経済評論社
- UFJ総合研究所研究開発本部新戦略部通商政策ユニット編 (2000)、『WTO入門』日本評論社
- European Union (2021), Guidance on Due Diligence for Eu Businesses to Address the Risk of Forced Labour in Their Operations and Supply Chains, 12.07.2021 [https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/july/tradoc\\_159709.pdf](https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/july/tradoc_159709.pdf) (2022年1月10日閲覧)
- World Economic Forum (2021), Global Gender Gap Report 2021, [https://www3.weforum.org/docs/WEF\\_GGGR\\_2021.pdf](https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2021.pdf) (2022年1月10日閲覧)